

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-02-05

なし

(発行年 / Year)

1910

第三節 無效及ヒ取消

(理由) 本節ハ凡テ法律行為ノ無效ナル場合
及ヒ取消シ得ヘキ場合ニ付キ其無效又ハ
取消ノ結果ヲ定メ且此ノ如キ行為ヲ有效
ト爲シ得ルヤ否ヤ其方法ノ如何ニ關シテ
規定スルモノナリ實際如何ナル行為ハ果
シテ無效又ハ取消シ得ヘキモノナルヤハ
之ヲ各場合ノ規定ニ譲ル

既成消與ニハ本節ニ規定スルカ如キコト
ヲ主トシテ財産編纂務消除ノ部ニ於テ規
定セリト雖モ無效及ヒ取消ハ汎々一般ノ
法律行為ニ關スルモノニシテ^決取テ^決纂務ノ
ミニ限ラス且既成消與ノ消除トイハルハ

法典調査會

單ニ取消シ得ヘキコトノミニシテ決シテ
其中ニ^選取ヲ合マサルカ故ニ本案ハ之ヲ採
ラス常^選匪民獨逸民法草案等ニ倣ヒ爰ニ
無效及ヒ取消ノ一節ヲ設ケテ一般ニ規定
スルコトトセリ

第百二十條 無效ノ行為ハ追認ニ因リテ其效
力ヲ生セス但當事者カ其無效ナルコトヲ知
リテ追認ヲ爲シタルトキハ新ナル行為ヲ爲
シタルモノト看做ス

(理由) 本條ハ既成消與財産編纂第五百五十八
條ト大体ノ趣意ヲ同シラス然レトモ本案
ハ既成消與ト異ナリテ自然義務ノ規定ヲ
設ケサルカ^故ニ追認ニ關スルコトハ本條

上欄高浦芝

無効ノトテハ
ト書キレバ
追認スルハ
追認ノ教ヲ生ズ
レハナリ

既成法典ニ代理
人ナリトテ
亦其ニ之ヲ明
ス入レバ
第三項ニ於テ
ハ大ニ身分ヲ
失フ消滅飛
ル故ナリ

但書ニ於テ之ヲ定メタルナリ當事者追認
ヲ存セタルトキハ新ナル行存ヲ存セタル
モノト看做ストセシ行存ハ追認ノ時ヨ
リ成立スルモノトシ追認ノ效力ヲ既性ニ
溯ルモノトセサルコトヲ示サレカ存メナ
リ

第百二十一條 取消シ得ヘキ行存ハ無能力者
若クハ瑕疵アル意思表示ヲ爲シタル者其代
理人又ハ承継人ニ限り之ヲ取消スコトヲ得
妻カ爲レタル行存ハ夫モ亦之ヲ取消スコト
ヲ得

(理由)本條ハ既成法典人事編第七十二條第
二項ト財産編第百十九條第一項トヲ併
合シタル^(モ)其財産編第百十九條第ニ
項ヲ除キタルハ本條ニ於テハ刑事禁産
者カ其財産ノ管理^奴ハ處分ニ關シテ存レ
タル行存ハ凡テ無効ナリトシタルハナリ

法典調査會

(第一章第ニ節理由)
財産編第百十八條ヲ削除シタルハ言フ
ク待タサルコトヲタルヲ以テナリ
第百二十二條 取消シタル行存ハ初ヨリ無効
ナリシモノト看做ス但無能力者ハ其行存ニ
因リテ時タル利益^カ存スル^中ニ限り之
ヲ償還スル義務ヲ負フ

(理由)本條ハ既成法典財産編第百五十二
条ト其趣意ヲ同フシ字句ニ於テ左ノ如ク

修正ヲ施コセリ

一原文第一項ハ單ニ其行為ニ因リテ既ニ
受取リタル物ヲ返還スルコトニ付テハ
規定セリト雖モ^{民法}消滅時効ノ行爲ハ効
力ヲ無効ナリシモノト看做シ^{申付}受取リタル
物ヲ返還スルカ如クハ其當然ノ一統異ト
スルヲ互當ナリト信スルハ故ニ獨自民法
草案ニ徴ヒ本草案ノ如ク修正セリ
二原文ニハ成年者ト曰ヒ凡テノ能力者ヲ
包含セシメテ無能力者ニ對セシメントセ
ルコトハ原案ノ說明ニ據リテモ明カナル
所ナレド成年者ニシテ無能力ノ者モアル
ヲ以テ本條ノ如ク修正セリ

法典調査會

三原文ニハ無能カ者ハ銷除ヲ得タル行為
ニ因リテ仍ホ現ニ已レテ利スル物ハ^{民法}返
還スル責ニ任スト曰ヘリ然レトモ無能
カ者ハ仍ホ已レテ利スル實物ハ有セサル
モ之ニ因リテ得タル利益ハ仍ホ存スルト
キハ之ヲ償還セシムヘキコトトセサレバ
無能力者ニ不當ノ利得ヲ得セシムルコト
トナルヲ以テ本案ハ此点ニ於テ修正ヲ加
ヘタリ

四原文第三項ハ言フヲ待タサルコトナル
カ故ニ之ヲ削除セリ
財産編第五百五十三條ノ規定ハ本條ノ管
然ノ結果ニシテ唯之ニ登記ノ原則ヲ適用

シタルニ過キヌ特ニ之ヲ掲クルノ必要ナ
シト信スルカ故ニ之ヲ削除セリ

第百二十三條 取消シ得ヘキ行為ハ第百二十

一條ニ掲クル者ニ於テ之ヲ追認スルトキハ

初ヨリ有效ナリシモノト看做ス但第三者ノ

權利ヲ害スルコトヲ得ヌ

(理由)本條ハ財産編第百二十條第五百五

十四條及ヒ第五百五十七條規定ヲ纏括シ

タルモノナリ追認ニハ明示ノモノト默示

ノモノトアリ取消シ得ヘキ行為ヲ法定ノ

期間中ニ取消ササルカ如キハ默示ノ追認

ナリシモノトス既成法典ニハ特定ノ承継

人ノ權利ヲ害スルコトヲ得ストスレド本

條ニ於テハ當事者及ヒ之ト同一人ト看做

スヘキ者ヲ除ク外皆之ヲ第三者ト稱スル

ニヨリ本條ニ於テモ亦特定ノ承継人ト稱

ハスレド第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ得

ストセリ(第九十二條第三項ノ理由)

財産編第百五十五條ヲ削除シタルハ追

認ニ証書ヲ必要トスルノ理由ナク又証書

ニ記載スヘキ事項ヲ法文ニ掲クルノ必要

モナシト信シケレバナリ

第百二十四條 追認ハ取消ノ原因タル情況ノ

止ミタル後之ヲ為スニ非サレバ其效ナシ但

夫又ハ法定代理人ノ為シタル追認ハ此限ニ

在ラス

法典調査會

5
禁限產者カ能力ヲ回復シタル後其行為ヲ了知シタルトキハ其了知シタル時ヨリ追認ヲ爲スコトヲ得

(理由)本條ハ財産編第五百五十四條ノ規定ト畧ホ其趣意ヲ同フス唯既成法典ハ錯誤ヲモ取消ノ原因トスレド本條ハ既ニ意思表示ノ節ニ於テ錯誤ヲ以テ取消ノ原因トセサリシガ故ニ本條ノ取消ノ原因ノ中ニハ錯誤ヲ含マサルコト明カナリ

原因ノ止ミタル後ト曰ハスシテ其情況ノ止ミタル後トセシハ例ハ詐欺ハ止ムモ詐欺セラレタル情況ノ止マサル中ニ追認ヲ爲スモ其效ナシトスル^ハ精神ナシハナリ

法典調査會

第百二十五條 前條ニ定メタル時ヨリ後取消シ得ヘキ行為ニ付キ左ノ事實アルトキハ追認ソ爲シタルモノト看做ス但異議ソ留メタルトキハ此限ニ在ラス

一 全部又ハ一部ノ任意ノ履行

二 更改

三 擔保ノ供与

四 履行ノ請求

五 取消シ得ヘキ行為ニ因リテ取得シタル

六 權利ノ全部又ハ一部ノ讓渡

六 強制執行

(理由)本條ハ財産編第五百五十六條ニ小修正ヲ加ヘタルノミ其修正ノ重キハモノハ

原文、於テハ異議ヲ留ムルコトヲ^獨強^獨制^獨執^獨
行^獨關^獨シテ、ミ^獨之^獨リ言^獨ヒオ^獨レド他^獨ノ場^獨合^獨
ニ於テモ亦異議ヲ留ムタルトキハ追認ヲ
爲シタルモノト看做サザルハ同條ノ精神
ニシテ草案ノ註明中ニモ明言シタル所ナ
ルニヨリ本案ニ於テハ此文字ヲ冒頭ニ置
キ凡^獨テ他^獨ノ場^獨合^獨ニモ適用スルモノナルコ
トヲ明カニ示セリ

第六百二十六條 取消權ハ追認ヲナスコトヲ得
ル日ヨリ五年ヲ經過タルトキハ時効ヲ罹^入
但此時效ハ相續人ニ對シテハ相續ノ日ヨリ
其進行ヲ始メ又ハ之ヲ継續ス
取消ニ得ヘキ行為ヲ爲シタル日ヨリ普通ノ

法典調査會

時効ニ必要ナル期間ヲ經過タルトキハ取消
權ハ並項ノ規定ニ拘ハラス消滅ス

(理由) 本條ハ人事編第七十三條及ヒ財産編
第五百四十四條乃至第五百四十六條ヲ併
合シタルモノナリ取消權ノ時効ヲ定メサ
ルトキハ多クノ權利ヲ永ク不確ノ情況ニ
置キ公私ノ利益ヲ害スルヲ以テ本條ヲ置
クノ必要アルナリ本條ニ於テ既成法典ヲ
補正セシ点左ノ如シ

一人事歸^第七十五條ハ夫ニ屬スル銷除訴
權ハ其銷除シ得ヘキ行為ヲ知リタル日ヨ
リ五^年ノ時効ニ因リ又ハ婚姻ノ解消ニ
因リテ消滅ストセリ抑モ妻ヲ無能力トス

ル法律ノ精神ハ之ニ依リテ夫權ヲ保護シ
以テ間接ニ一尙、利益ヲ保護スルニカ
然ルニ妻ハ婚姻解消ノ後五ヶ年間取消權
ヲ行使シ得ルニ夫ハ其行存ヲ知リタル日
ヨリ五ヶ年間^{後文ハ婚姻解消ノ時}キ夫其取消權ヲ失フモノト
スルハ一尙、利益ヲ保護スル法律ノ精神
ニ依リテ^此夫ノ權衡ヲ得サルモノ、如シ蓋
シ妻ニ婚姻解除ノ後五ヶ年間取消權アリ
トスル所以ハ若シ妻ニシテ婚姻ノ繼續中
ニ夫ノ許可ヲ受ケスレバ存シタル行存ヲ
取消カントレシ之カ爲メニ或ハ訴訟ヲ起ス
ル、必要生シ訴訟ヲ起スル^{訴訟}許可ヲ得レトシ
テ前ノ失權ヲモ来^若キ自白セサルハカ

法典調査會

ルニ至リ為メニ夫ノ感情ヲ害シテ一尙、
平和ヲ傷ル、^此虞^ハ如^クル故^ニ成^トキ妻ハ^此レ^ヲ免^ルル
性^ハ拳^ニ出^テヤ^シコ^トシ^ルハ^此レ^ヲ免^ルル^ハ夫^ノ婚^姻ノ繼
續中其取消權ヲ行ハサルモ決^シテ之^ヲ失
フコトナレトセルナリ果シテ然ラハ夫ニ
モ亦此^ノセカ^ハルハ^カラズ何トナラハ妻
カ夫ノ許可ヲ受ケスレバ亦葉芽十七條ノ
如キ行存ヲ及シタルトキ夫之ヲ知リテ婚
姻繼續中ニ之ヲ取消カレトスルトキハ尙
メニ妻ノ感情ヲ害シテ一尙、平和ヲ傷ル
ノ虞^ナレトセカレハナリ故ニ妻ニ婚姻解
消後五ヶ年間ノ取消權ヲ與フンモノトセ
ハ孰^レモ夫ニモ亦之ヲ與^フル^ハカ^ラズ

宣

ニ至リテ本業ハ夫妻間ニ区別ヲ設ケス一
般ニ取消權ハ追認ヲ爲スコトヲ得ル日ヨ
リ五年ヲ経過スルトキハ時效ニ罹ルモノ
トセリ

既成

既成既典ハ婚姻ノ解消ト同時ニ夫ニ其取
消權ヲ失ハシムルニ至リテハ領ル不當ヲ規定

リト爲フベシ若シ此ノ如クスルトキハ婚

姻ノ將ニ解消セルトスルニ當リ妻ハ夫ニ

救済ヲ種々ノ行爲ヲ爲シ婚姻解消ノ時

ヲモ巧ニ之ヲ秘スルニ於テハ後日ニ至リ

テ夫之ヲ知ルモ復如何トモスルヲ得ル是

レ夫權ヲ保護スルノ精神ト相悞ハス

ニ本條第二項ハ明文ナクモ解脫上正ニ

法典調査會

然ルベキコトナレドモ明言スルノ安全ナ

ルニヤカスト信セシヲ以テ獨逸民法ニ倣

フテ之ヲ揭ケナリ

財産編第百五十九條ヲ削除シタルハ算

數氏名日附場所ノ錯誤ト雖モ權利ニ影響

ヲ及ボスコト多シ此場合ニハ其權利ニ就

テ訂正ヲ許ス場合ニ非サレハ其數氏名并

ノ錯誤ニ付テモ訂正ヲ許スノ中ニ非ス

ス又毫毛權利ニ影響ヲ及ボサカル場合ニ

於テハ特ニカハル錯誤ノミニ訂正ヲ許ス

コトヲ要ヒスト信シタレハナリ

同編第百四十五條第四項ノ如キ文意ヲ

省キタルハ苟マ本條ノ規定ニ於テ時效ト

1
称スル以上ハ之ニ時教ノ通則ヲ適用スハ
キハ當然ニモテ言ヲ待タザンヲ以テナリ

法典調査會